東久留米市勤労市民共済会周年記念事業基金要綱

（設置の目的）

第 1 条　東久留米市勤労市民共済会の周年記念事業を行うため、東久留米市勤労市民共済会周年記念事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

第 2 条　基金として積立てる額は、毎年度予算で定める。

（管理）

第 3 条　基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条　基金の運用から生ずる収益は、この基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第 5 条　会長は運営上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条　基金は第 1 条の目的に基づく事業を実施する場合、これを処分することができる。

（委任）

第 7 条　この要綱に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は会長が別に定める。

付則

この要綱は、平成１７年４月１日から適用する。

付則

この要綱は、平成２７年４月１日から適用する。